

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成26年2月10日

月曜日

第3723号

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定 1

内水面漁場管理委員会指示

○さくらます採捕規制 2

○水産動物採捕規制 3

公告

○特定非営利活動法人の設立認証の申請

告示

富山県告示第64号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月10日

富山県知事 石井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市野口字笹尾 1、1の2から1の12まで、2の1から2の17まで、3、3の2から3の11まで、4、4の2から4の10まで、5、5の2、6、6の2から6の5まで、7の1から7の3まで、8、8の2から8の6まで、9、9の2から9の8まで、10、10の2から10の7まで、11の1から11の5まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

さくらます採捕規制について

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、さくらます採捕について次のとおり指示する。

平成26年 2 月10日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の期間の欄に掲げる期間、さくらますを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	漁具又は漁法	期間
神通川	河口から富山火力発電所油送橋までの区域	手づり及びさおづり	平成26年 4 月 1 日から 平成26年 7 月 31 日まで
庄川	河口から高新大橋上流端までの区域		

富山県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

平成26年 2 月 10 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の期間の欄に掲げる期間、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	期間
神通川水系熊野川	小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月 31 日まで

~~~~~

**公 告**

~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 2 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成26年 1 月 31 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人種の会
- 3 代表者の氏名

本田 徹

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市丸の内二丁目 3 番 8 号

5 定款に記載された目的

この法人は、児童・青年期を中心とする社会生活に困難を感じている人々に対し、社会的な自立、苦悩からの脱却のための支援に関する事業を行い、不登校や引きこもりの解決に寄与することを目的とする。